

平成 21 年 1 月 23 日

全国海運組合連合会

シップリサイクル条約対象船舶の内航総トン数（訂正）の件について、お知らせ

このたび総連合会より標記につきまして別紙の通り訂正通知がありましたのでお知らせ致します。

内容は、これまで標記条約(2012 年発効予定)の対象船舶のトン数につきましては、「国際総トン数 500 総トン以上（内航船として 350 総トン相当）」とご案内致しておりましたが、これが間違いで以下の通り訂正通知があった次第です。

①二層甲板船の内航船 146 総トン以上となる（貨物船の場合）

②二層甲板船以外の内航船 325 総トン以上となる（油送船等の場合）

尚、正式には各船毎に総トン数計測データが異なりますので管轄運輸局担当官におたずね下さるようお願い致します。

又、本条約の発効は 2012 年(平成 24 年)頃となっておりますが、もし発効後、直ちに海外売船のご予定者にはインベントリ（リサイクル準備完了国際証書）の保有が必要書類となり、これが無いと売船がで出来なくなりますのでご注意下さるようお願い致します。

以上



事務連絡

平成21年1月22日

内航大型船輸送海運組合
全国海運組合連合会
全国内航輸送海運組合
全日本内航船主海運組合
全国内航タンカー海運組合

事務局 御中

日本内航海運組合総連合会
環境安全委員会委員長

シッピングサイクル条約対象船舶の内航船総トン数（訂正）の件（お知らせ）

掲題に関する平成20年11月18日付弊事務連絡において、対象船舶の内航船総トン数に誤解を招く記載が有りましたので、下記の通り訂正致します。

尚、先にお知らせしました鉄道運輸機構主催の「共有建造支援セミナー」において、「シッピングサイクル制度の海外売船への影響」が議題に取り上げられておりますので情報収集の機会として参加頂くことも、重ねて貴組合員へ周知方宜しくお願い申し上げます。

記

1. 対象船舶（国際総トン数500総トン以上）

内航船総トン数に換算した場合（最小総トン数）

- ・二層甲板船の場合 146総トン以上（貨物船等）
- ・二層甲板以外の場合 325総トン以上（タンカー等）

が対象となりそうです。

しかし、内航船の総トン数計測データは個船毎に違いますので、所有船の総トン数が上記換算総トン数に近く、対象船となるか判断できにくい場合は、管轄海運局担当官等にお尋ね下さい。

以上